

国民に生存権を保障する判決を求める要請書

要請趣旨

生活保護制度は、国民が安心して生活をおくるための最後のセーフティ・ネットです。貴裁判所係属の生活保護の老齢加算廃止処分の取り消しを求める裁判は、生存権裁判と呼ばれています。老齢加算が廃止されると、生活保護基準が引き下げられ、国民すべての生存権が危うくされるからです。

そして老齢加算は、保護を受けている高齢者にとって、余分な、あるいは贅沢な生活を認めるものではなく、人間としての生命、生存、健康、生活を守る「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条1項）そのものの保障なのです。

この老齢加算の廃止は、生活保護基準の引き下げに他なりません。そして、生活保護基準は最低賃金、年金、医療、介護、保育・福祉サービス、就学援助等教育における支給水準、税金をはじめ保険料、一部負担等の国民負担に連動しています。したがって、その引き下げは、生存権を侵害し国民生活全体に悪影響を及ぼし、不安を増大させることになります。

2010年、福岡高裁は、生活保護を国民の権利として認め、老齢加算廃止処分に至る決定過程のずさんさを指摘し、廃止処分を生活保護法56条違反として取り消し、現在の国民感情にも沿う常識的な判断を示しました。2012年4月2日、最高裁第二小法廷は、不当にもこの福岡高裁判決を破棄し、差し戻しました。しかし同時に判決は、より慎重な審理を尽くすように求め、さらに、須藤正彦裁判官は「生活に窮する高齢者の置かれたかかる立場からして、その尊厳が全うされるとともに、健康で文化的な最低限度の生活の確保が損なわれることのないよう特に慎重な配慮が望まれる」という意見を述べています。

貴裁判所は、多数の高齢な被保護者がまじめに節約を重ね、質素な生活を送っていること、そして、老齢加算廃止によって生活保護費が約2割も削減され、食費も切り詰め、親族、友人の葬式にも行けない等、どれほど貧しく非人間的な生活を余儀なくされているか、その生活の実態を知っていただきたい。

私たちは、貴裁判所が、最高裁の須藤裁判官の意見に耳を傾け、最後のセーフティ・ネットとしての生活保護により生存権を保障し、高齢者はもちろん、子ども、女性、若者、障害をもつ人、病気に苦しむ人、そしてすべての働く人々が、安心して暮らせるよう、憲法・人権の番人としての使命を果たされるよう強く要望します。

●要請項目●

生活保護の老齢加算廃止処分を取り消してください

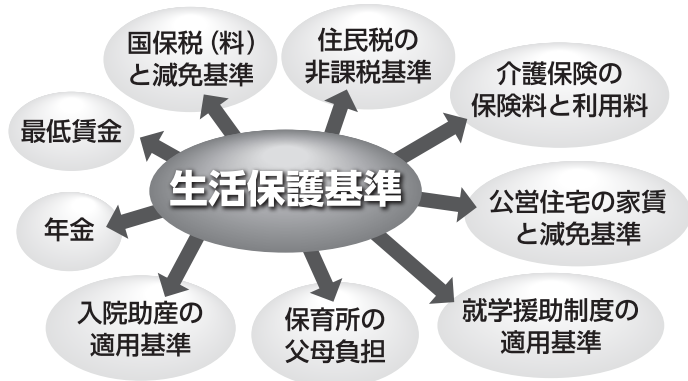
氏 名	住 所

※この署名は、裁判所に提出する以外に使用しません。

生活保護基準を引き下げる（老齢加算の廃止など）と、国民の最低生活水準を破壊します。

生存権裁判は、現在全国8府県で老齢加算を元にもどすよう、85人の高齢者によって争われています。

生活保護基準に影響を受ける制度



●老齢加算廃止で毎月の収入の約2割を削減

	東京都区部など	地方郡部など
2003年度	93,850円	77,560円
削減額	▲17,930円	▲15,430円
2006年度	75,920円	62,130円

(単身高齢者世帯。家賃や医療費などは別に支給されます)

〔取り扱い団体〕

**生存権裁判を
支援する
全国連絡会**

〒160-0022
東京都新宿区新宿
5-12-15KATOビル3F
☎03-3354-7431
FAX03-3354-7435
郵便振替
00140-6-299040